

株式会社 M' s

デイサービスセンタースキップ西岡

地域密着型通所介護札幌市介護予防・日常生活支援総合事業事業所

重要事項説明書

<令和元年 5月 1日現在>

事業者概要

事業者名	株式会社M' s
	デイサービスセンタースキップ西岡
指 定 番 号	札幌市 0170508030
指 定 日	平成24年10月1日
事 業 所 種 類	指定地域密着型通所介護・札幌市総合事業
住 所	札幌市豊平区西岡4条8丁目10番12号
電 話 番 号	011-855-5585
管 理 者	馬 場 学
営 業 日	月曜日～土曜日
営 業 時 間	午前9時00分～午後6時00分
サ ー ビ ス 提 供 地 域	札幌市
利 用 定 員	15名

(事業目的)

第1条 株式会社M' s が開設するデイサービスセンタースキップ西岡（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活指導員、看護職員及び機能訓練指導員、介護職員（以下「地域密着型通所介護従業者」という。）が要介護状態及び要支援状態にある利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の地域密着型通所介護従業者は、要介護状態及び要支援状態の利用者に心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ

自立した日常生活を営むことができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他の必要な援助を行なう。

1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称：デイサービスセンタースキップ西岡
2. 住所：札幌市豊平区西岡4条8丁目10番12号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者1名（常勤、生活相談員と兼務）
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに事業の運営に関しての指揮命令を行うものとする。
2. 生活指導員1名（常勤、管理者と兼務）
生活指導員は、利用者からの利用の申込みに係る相談、調整及び地域密着型通所介護従業者からの相談及び助言、指導を行うものとする。また、地域密着型通所介護従業者と協力して地域密着型通所介護計画及び札幌市介護予防・日常生活支援総合事業計画の作成等を行う。
3. 看護職員1名（パート3名）
看護職員は、利用者の健康状態を把握し、医療的立場から機能訓練等の指導を行うほか、利用者の家族に対し、介護方法の指導等を行うものとする。
4. 介護職員2名（常勤1名、非常勤1名）
介護職員は、利用者の食事、入浴、排せつ等の指定地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の業務にあたるものとし、施設への送迎を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供時間は、次のとおりとする。

1. 営業日は、月曜日から土曜日までとし、年末年始の12月31日から1月3日までを除くものとする。
2. 営業時間は、午前9時から午後6時までとする。
3. サービス提供時間は、午前9時25分から午後4時30分までとする。
4. サービス提供時間については、上記時間外に最大で2時間まで延長して対応いたします。

(指定地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日あたり15名とします。

(指定地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の内容は、

指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所と利用者との相談によって選定し、サービスを行うものとする。

1. 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により必要な支援及びサービスを提供する。

- ①移動、移乗の介助
- ②排せつの介助
- ③その他必要な身体の介護

2. 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ①衣類着衣、脱衣の介助
- ②身体の清拭、洗髪、洗身
- ③その他必要な入浴の介助

3. 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ①準備、後始末の介助
- ②食事摂取の介助
- ③その他必要な食事の介助

4. アクティビティサービスに関すること

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるように生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的サービス（訓練）及び機能低下を防ぐために必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるように各種サービスを提供する。

- ①レクリエーション
- ②グループワーク
- ③事的活動
- ④体操
- ⑤機能訓練
- ⑥休養（養護）

5. 送迎に関すること

介護の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者についてサービスを提供する。

- ①移動、移乗動作の介助
- ②送迎

6. 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活上における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ①日常生活動作訓練の相談、助言

- ②日常生活自助其の利用方法の相談、助言
- ③住宅改良に関する相談、助言
- ④利用者、家族に対する相談、助言
- ⑤その他必要な相談

(指定地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の利用料等及び支払の方法)

第8条 指定地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、その1～3割の額とする。詳細は別添の料金表のとおりとする。

1. 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

①通常の事業の実施地域を越えた地点から片道おおむね10km未満 500円

②通常の事業の実施地域を越えた地点から片道おおむね10km以上 1000円

2. 地域密着型通所介護及び札幌市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる食費については、次の額を徴収する。昼食（おやつ代込み）750円飲み物代1000円

3. 地域密着型通所介護及び札幌市介護予防・日常生活支援総合事業にかかるおむつ代は、紙パンツ150円・パット50円を徴収する。

4. 8時間を超えて9時間までの延長サービスの利用料については、1時間につき50円とします。なお、9時間を超えたサービスについては、延長加算として別紙料金表の額を申し受けます。

5. その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費を徴収する。

6. 第1項から第4項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明のうえ、支払いに同意する旨の署名捺印を受けることとする。

7. 指定地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の利用料等の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、指定口座より自動引落又は銀行口座振込によって指定期日までに受け取るものとする。

8. 前項において指定口座より自動引落を行う場合、引落にかかる手数料を徴収するものとする。

9. 当日キャンセルの場合は、一律1000円並びに、お食事代650円合わせて1,650円徴収するものいたします。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、札幌市全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、指定地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の提供を受ける際、次の事項について留意するものとする。

①サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康

- 状態を職員に連絡し、心身の状態に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- ②飲酒については、禁止する。喫煙は所定の場所以外は、禁止する。
 - ③金銭、貴重品は、原則施設内に持ち込まないこと。
 - ④施設内へのペットの持ち込みは、禁止する。
 - ⑤利用者の営利行為、宗教活動、特定の政治活動は、禁止する。
 - ⑥他の利用者への迷惑行為は、禁止する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 地域密着型通所介護従業者は、地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業を実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、火災、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難救助等の訓練を行う。

(衛生管理)

第13条 事業所は、指定地域密着型通所介護事業及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業事業の提供にあたり、施設、施設内用具、備品、食器、水周り等の定期的な消毒を実施し、衛生管理に努めるものとする。

1. 事業所の地域密着型通所介護従業者は、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるものとする。必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 本事業所は、利用者及び利用者家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

1. 事業者が知り得た利用者及び利用者家族の個人情報については、介護サービスの提供の目的以外には使用しないものとする。
2. やむを得ず個人情報を外部に提供する必要が生じた場合は、利用者及び利用者家族の同意のもと必要最小限度の情報を開示するものとする。

(苦情処理)

第15条 指定地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受け窓口の設置等、必要な措置を講ずるものとする。

1. 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業に関し法の定めるところにより、市町村等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(損害賠償)

第16条 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護及び指定札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

1. 前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、地域密着型通所介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

1. 地域密着型通所介護従業者は、その勤務中常に身分を証する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
2. 事業所は、この事業を行なうため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
3. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

料 金 表

1. 介護報酬にかかる費用（利用者負担1割分）

区 分	単 位（負担金額）	内容の説明
① 本額	要支援1 1672単位（1,695円）	総合事業1か月あたりの料金 3回未満、8回未満は別料金
	要支援2 3428単位（3,476円）	
	要介護1 753単位（763円）	7時間以上8時間未満のサービスの提供に対する1回あたりの料金
	要介護2 890単位（903円）	
	要介護3 1032単位（1,046円）	
	要介護4 1172単位（1,188円）	
要介護5 1312単位（1,330円）		
② 算額	延長加算 50単位（50円）	延長サービスを行った場合に加算
	個別機能訓練加算Ⅰ-イ 要介護 56単位（56円）	一回の料金
	入浴介助加算 40単位（41円）	1回の料金
	サービス提供体制強化加算Ⅱ（18円）	1回の料金
	処遇改善加算Ⅱ 9%	
	②×10.14（札幌市の地域加算）を計算した合計額の10%	負担割合は変動があります
利用額	自己負担金とその他の費用	

2. 運営規定で定められた「その他の費用」（利用者負担10割分）

1. 食費	昼食1食 750円 飲み物代) 1000円	食事をした場合
2. おむつ代他	おむつ1枚 150円 パット1枚 50円	
3. その他教養娯楽費等介護 保険給付対象とならない諸 費用	実費	通常運営以外の特別な行事等利 用者の希望で提供したサービス
4. 外出レクの食事代	実費	
5. その他	実費	